

社説

世間の説に據れば現政府は言論の自由を重んじて新聞紙の發行停止を廢するの覺悟なりと云ふ立場の政策は認められ近頃來政府が民間の言論に對する態度を見ると十数年前と比較して其自由寛大、同日の談に非成は時としては發行停止の沙汰なきに非されども法律に明文を存するが故に執行するまでのとにして夫れども近來は殆んど稀有の例なるが如し然らば前年の政府は原則にして免かれざるに反し近來の政府は甚だ寛大にして其自由を重んずるに至りしものから其處置を察にするの理由はある可らざるに然るに今日は其罪を問はずと云ふ前年の處置は懲罰を免かれざるものなりとの說もあらんれども其相違は即ち時勢の變化にして自から政界の進歩を見る可きものなり顧心の向ふ所區々なりしが故に當局者の考を以てすれば少しく説激の言論も社會を動搖せしむるに足る可しそ認めたるみどならん又實際に於ても多少その邊の掛念なきに非ざりしかせも根本政治上の進歩は顧る者しく前年に於て治安妨害と認められたる同様の論文ならば常に議會議場の討論の如き以前の新聞紙に記したるには無論間せらる可きものが公然官報の筆記録に登載せられて政府の手を以て之を四方に配附するに至りし程の次第なれば新聞紙の論說の爲めに治安を妨げらる可との掛念は全く無用と悟りたるふとならん或は實際に治安を妨ぐるや否やを知らざると只時勢の進歩に伴ふたるの處置として之を察するものなり

上洛牛革十一月二十日
特派員松尾

どもわらは一般の社會にては之を目するに異端邪説を以てして是等の眞理を重らざるなきのみか時としては其身を危うするの如きさへも當石可らず事實の明に證する所にして言論の尙ほ甚だ不自由なるを認む可し今回の大内大臣云々の論の如き自から政治上の意味に出でたるものならんなれども双方攻撃の有様を見れば其論調如何にも極くして毫も思想の自由を超むる能はざるが如き取りも直さず社畜人智の程度如何を現はしたるものにして我輩の如き政治上の言論に就ては現在の法律を存するも必ずしも窮屈を感じさせられども社會全體の氣風に對しては甚だ不公平に堪へざるものなり而して其氣風の弊焉偏僻は畢竟教育の未だ洽からずして人智氣品の幼稚なるが爲めに外ならざればやゝ教化の效を奏していよ／＼言論の自由を見るは前途尙ほ遠しと云はざると特す經世家の大に注意すべき所にして單に新聞紙の發行停止を廢して日本は言論自由の國なり文明國の本色を現はしたるものなりを心得るが如きは未だ幼稚の域を脱せざる政論家の事なる可し

現田總領事と英國領事、余は前年現田總領事が空任
を帶びて去る二十日蘇州に向ふ筈なりし事を報したり
しが領事は病氣の故を以て暫時延期し愈々今二十三日
を以て出發すべしと云ふ又英國總領事は去る二十日蘇
州に向へり其用務は未だ審かならずと雖も或は居留
地區撰定の爲めなりと云ふ
又も杭州に於ける排日本人運動此頃の事なりしどとか
や我日本商人河本磯平氏は杭州城内菜市橋附近より舟
に乗じて將に橋下を過ぎんとする際し遊民群を爲して
瓦石を投じ剥へ屑石を極めたるを以て舟子を督して
速に舟を返さしめ直に紳事小田切氏を訪ひ其顛末を周
間でたるを以て小田切領事は直に洋務局なる處を訪ひ
其處分を爲すべきとを請求したり依て雖は直に吳仁、
錢塘兩縣知に命じ布令を發して嚴に暴行を戒諭し
若し今後之を犯すものあれば直に捕へて究辦貸さる
旨を以てせりと云ふ前きに三井物産會社員石阪友吉領
事館園野鶴金八郎二氏吳山附近に於て遊民の暴行に遇
ひ其下手者未だ捕へられずして今又此の事あり我商人
の被地に至るもの安んじて業に從ふ能はざるが如く久
ば折角の開市場も亦用ふるに所なからんとす故に余は
我當局有司の士が充分に嚴重なる談判を調き以て我商
人をして業に安んじしめんふとを断るや切なり其處ある
る毎に一片の諭告を爲さしめ滿足するが如くんば清國
官吏の常として到底充分の制御を爲すを得ざるべし
又も清國公使の更迭該管地の海關道臺黃が喪に服して
より署理道臺として鎮江道臺呂鏡宇が來任したるふと
なるが其後江南機器局の翻譯祥なるもの當地の正道臺
に任命せられて未だ承認せず呂は依然道臺の位置にあ
るなるが此頃當地官吏間に風説する處によれば呂鏡宇
は一昨日を以て總理衙門より現任楊船に代りて米西
ヘル、ラマル欽差大臣に任命せらるべきを以て上
か今や蘇英公使陳錦輝氏は病を以て職を辭せんとし在
京すべしとの電報に接したりと云ふ楊氏は既に三年の
任期を終り既に調査を請ひたるみどなれば或は然らう
つもあり而して駐英公使としては現時當地にありて時

務報の主宰なる張之洞一派の黃通憲が既に下命を拜したりと傳ふ未だ眞偽を知らざるも兎に角本邦駐劄公使を除きて此際清國公使の一新を見るべし盛宣懷も盧漢鐵道、盧漢鐵道總辦盛宣懷が官位を利用して巧に殖利の道を譲するは今に始めの事ながら此頃支那新聞の報する所に依れば山東省芝罘附近の地葡萄園を産するあと多きを以て爰に葡萄酒製造所を設けんと計畫しつゝありと云ふ又彼は此頃人に語りて云ふ盧漢鐵道の經費として要すべき金額は外人の豫算に依れば三千萬兩にて可なりと云へども我國にありては未だ經驗に富まさる事素なれば一千萬兩の餘裕を要するを以て勢ひ四千萬兩の準備を爲さるべからず然れども今や國家多事なれば其經費を國帑に仰ぐとを得ず又内地人のみにて募集し得べきにもあらざれば勢ひ外資に依らざるを得ず左らば獨米に此資本を仰ぐより外策なしと語りたりと左れど今や佛國公使が例の條約を利用して總署に懸合しなれば如何に結果を告ぐるや未だ知るに由なきも鬼に角人民が範に支那の政府事業に放資するふとには慙り居る今日なれば如何に彌團速も到底上海居留地擬定の急務。余は前報に當地居留地擴張の議あると共に我當局者が急に其地所を擬定して之を清政府に懸合ふの必要なるを報じたりしが此頃聞く所に依れば當地英租界の競馬場は居留地の狹少なるが故に之を他に移さんとし英工部局已に其事を道臺に通じ英國副領事は吳淞に出張して九一圓と稱する地に長幅共に三百尺の地を擇び茲に競馬場を移すふとに一決したれども其地所内に墳墓あるが故に未だ受渡しを爲すの速びには至らずと云ふ勢此の如く當地の居留地は漸次擴張して餘地を留めず而して吳淞に我居留地を移さんとすれば此の如くに適當の地を外人に占領せらるゝが如き後日體を喻むの悔わらん余は切に我當局有司の事を速に決せんふとを祈るものなり

蘇杭州近事 杭州拱辰橋の新居留地にありては已に新章程を作り清人外人に論なく其地所を借地せんとするものは拱宸橋畔每一塊一千二百五十弔にして插房近方每一塊一千弔其餘埠北の地にありては五百弔にして三十年の後更に商議變更するものなるよし每一塊とは大凡五畝にして一塊に満たざるもののは貨與せざるの速びには至らずと云ふ勢此の如く當地の居留地は定めて借地したものは十二ヶ月内に家屋を建設しないと云ふ又同地陸廣才なるものが人力車會社を起さんとの計畫は余が屬々報じたる處なるが此頃既に巡撫の許可を得株金も既に募集し終りたるを以て上海に出で人力車百輛餘を買取り武林門に地を擇び拱辰橋一帶に於て試験したりと云へば同地に遊ぶもの今營業の権利を得るみるとならん蘇州城門外青揚地に新設したる織緜廠が日々其工事を急ぎつゝあるふとは屬々報じたるが此頃漸く其工を竣り既に其附近に於て女工二百餘名を募集し不日愈事業に着手するに至るべしと云ふ當地の氣候 當地は我長崎と並んで其緯度を問うされても寒暑共に長崎より餘程寒くにして昨年の今日は時

度は華氏六
少く氣候
務視察の爲
戸丸便を以
りし由なる
候鐵道家下
少く氣候
馬街
公セシム
御名
明治
勅令第三百
左ノ達改正ス
陸軍省令第
第三十七號
如
陸軍省令第
第三十八號
召募賃給分
第三十九號
元詔召募
待命員
召集場
召募員
召募官
召募諸
召募用
第四十號
元詔召募
軍醫
召集場
召募員
召募官
召募諸
召募用
第十號
元詔召募
軍醫
召集場
召募員
召募官
召募諸
召募用
第四十二號
元詔召募
軍醫
召集場
召募員
召募官
召募諸
召募用
第四十三號
元詔召募
軍醫
召集場
召募員
召募官
召募諸
召募用
第四十五號
元詔召募
軍醫
召集場
召募員
召募官
召募諸
召募用
第十八號
元詔召募
軍醫
召集場
召募員
召募官
召募諸
召募用
第五十一號
元詔召募
軍醫
召集場
召募員
召募官
召募諸
召募用
第五十二號
元詔召募
軍醫
召集場
召募員
召募官
召募諸
召募用
第五十三號
元詔召募
軍醫
召集場
召募員
召募官
召募諸
召募用
第五十四號
元詔召募
軍醫
召集場
召募員
召募官
召募諸
召募用
第五十五號
元詔召募
軍醫
召集場
召募員
召募官
召募諸
召募用
第五十六號
元詔召募
軍醫
召集場
召募員
召募官
召募諸
召募用
第五十七號
元詔召募
軍醫
召集場
召募員
召募官
召募諸
召募用